

### 30年度住民税の申告から医療費控除が変わります

●セルフメディケーション税制の創設  
特定の医薬品を購入した費用の合計額のうち、12,000円を超える部分の金額(上限88,000円)が控除額になります。

予防接種・定期健康診断等を行う方が対象で、セルフメディケーション制度の控除を受けるには定期健康診断や予防接種等を受けたことの証明書類の提出が必要です。適用期間は29年1月1日～33年12月31日で、従来の医療費控除との選択制です。一度どちらかを選択して申告すると、変更はできません。

●医療費控除の申告添付書類が見直されました  
医療費等の「領収書の添付または提示」から、「明細書の添付」に変更されました。医療保険者から交付を受けた医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合は、その分の領収書の保管は不要になります(それ以外は、法定納期限の翌日から5年間、領収書の保管が必要)。

【問合せ】税務課課税第一係 ☎(5273)4107・課税第二係 ☎(5273)4108(いずれも本庁舎6階)へ。

### コンビニ交付サービス導入に伴う「全項目評価書」(素案)にご意見をお寄せください

提出期限 10月16日(月)



区では、マイナンバーカードを利用して住民票の写しや税証明書などをコンビニエンスストア等で取得できるコンビニ交付サービスの30年12月からの実施に向けて準備を進めています。

これに伴い、マイナンバー法に基づき公表している以下の事務に係る特定個人情報保護評価を再実施し、パブリック・コメント制度(意見公募)によりご意見を募集します。

各評価書(素案)の全文等は、戸籍住民課(①のみ)・税務課(②のみ)・区政情報課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。ご意見には氏名・住所のほか区内在勤・在学の方は、勤務先・学校の名称・所在地を記入し、10月16日(月)までに郵送(必着)・ファックスまたはお持ちください(氏名等の個人情報は公表しません)。新宿区ホームページからも受け付けます。

- ▶①住民基本台帳に関する事務
  - ▶②地方税に関する事務
- 評価書(素案)では、事務で使用システムの機能、取り扱う電子ファイルの内容、他の機関への情報提供の有無、委託の有無等について、業務を行う上で想定されるリスクとその対策を分析しています。

### よりよい区政運営のために 区民意識調査にご協力を

この調査は、区の重要課題に対する区民の皆さんの意識や意向を伺い、区政運営の基礎資料とするため、毎年実施しています。無作為抽出した18歳以上の区民の方2,500名のご自宅に、9月1日に調査票を発送しました。

調査票がお手元に届いた方は、ご協力をお願いします。調査票は無記名で回答していただき、統計的に処理します。調査結果の概要は「広報しんじゅく」後号等でお知らせします。

【問合せ】区政情報課広聴係(本庁舎3階) ☎(5273)4065・☎(5272)5500へ。

### 秋の全国交通安全運動 運動期間は 9月21日(木)～30日(土)

- 9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。交通事故防止のため、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。
- 運動の重点
    - ▶子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
    - ▶夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
    - ▶全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
    - ▶飲酒運転の根絶
    - ▶二輪車の交通事故防止
    - ▶自転車・二輪車の放置防止

●自転車の保険に加入しましょう。  
自転車による加害事故が増えています。自転車安全整備店で点検整備(有料)を受け、それを証明する「TSマーク」(下記)を自転車に貼ると、傷害保険・賠償責任保険に加入できます。また、火災保険や自動車保険等に「個人賠償責任保険」を特約として追加できます。詳しくは、各損害保険会社にお問い合わせください。

【問合せ】交通対策課 交通企画係(本庁舎7階) ☎(5273)4265へ。



### 新しい国民健康保険被保険者証をお送りしました

新しい保険証を 9月6日に発送しました  
有効期限が29年9月30日までの保険証をお持ちの方に、簡易書留郵便で発送しました。住所・氏名等の記載内容を確認し誤りがあるときや、有効期限を過ぎた保険証の返却は医療保険年金課か特別出張所へお持ちください。

保険証は個人カードです。世帯主の方宛てに世帯の被保険者全員分の保険証をお送りしています(世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合も含む)。

本塩町にお住まいの方へ  
住居表示が実施される本塩町にお住まいの方には9月19日以降に、新しい住所(四谷本塩町)を記載した新しい保険証を世帯主の方宛てに簡易書留郵便で発送します。

新しい保険証の有効期限は 原則として31年9月30日  
次に該当する方の有効期限は、左記のとおりです。

- ▼31年9月30日までに満75歳になる方：誕生日の前日
- ▼31年9月29日までに在留期間満了となる外国籍の方：在留期間満了日

※このほかにも有効期限が異なる場合があります。詳しくは、保険証に同封したチラシでご案内しています。

在留資格が「特定活動」の方には「指定書」の確認ができていない場合があります。指定書をお送りしています。指定書の確認手続きがお済みでない方は、医療保険年金課国保資格係までお問い合わせください。

外国籍の方へ  
在留資格が「特定活動」の方には「指定書」の確認ができていない場合があります。指定書をお送りしています。指定書の確認手続きがお済みでない方は、医療保険年金課国保資格係までお問い合わせください。

### 創業セミナー

- 【日時】10月18日(水)午後6時～8時
- 【会場】第一創業信用組合本部(四谷2-13)
- 【対象】創業予定者、創業後5年未満の方、投資を検討している方、36名
- 【内容】現役の起業成功者の体験談をもとに起業者が失敗する理由を解説(講師は李東烈/NPO法人スタートアップ・ウィークエンド代表理事)
- 【申込み】9月17日(日)から電話かファックス・電子メール(4面記入例のほか現在の仕事内容を記入)で、高田馬場創業支援センター(高田馬場1-32-10) ☎(3205)3031・☎(3205)2005へ。

### 資格の取得・喪失の届出は 14日以内に

国民健康保険に加入するときや、勤務先の健康保険に加入して国民健康保険を脱退するとき、手続きが必要です。自動的に切り替わりませんので、まだ届出をしていない方は、お早めに医療保険年金課か特別出張所へ手続きをしてください。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146へ。

保険料に滞納がある方へ  
保険料に滞納がある世帯へは、資格証明書または有効期間が通常より短い保険証(12か月有効証)をお送りしました。滞納がなくなりましたら、通常の期限の保険証と交換します。

【問合せ】医療保険年金課納付相談係(本庁舎4階) ☎(5273)3873へ。

### 基礎から学ぶ寄せ植え講座

1007・incub@shinjuku-center.jpへ。先着順。

- ハンギングバスケット作り  
【日時】10月20日(金)午前10時～12時・午後1時30分～3時30分
- 【内容】パンジーやビオラをメインに壁面を飾るハンギングバスケットを製作(講師は星野学/テクノ・ホルティ園芸専門学校講師)
- 【持ち物】園芸手袋(軍手可)、エプロン、持ち帰り用の袋ほか
- 【費用】3千円(材料費。当日支払)
- 【受講確定後の取り消しにはキャンセル料が発生します。
- 【会場・申込み】往復はがきに4面記入例のほか希望時間(午前・午後)の別を記入し、10月4日(必着)までに環境学習情報センター ☎(160)0023 西新宿2-11-4、新宿中央公園内 ☎(33)48(6)277へ。各回定員20名。応募者多数の場合は抽選。

### 10月1日から 粗大ごみ処理手数料を改定

主な品目	現在	改定後
布団、いす、衣装箱(衣装ケース)	300円	400円
敷物(1畳超)、自転車(16インチ以上)	700円	800円
学習机、シングルベッド	1,000円	1,200円
ダブルベッド	1,800円	2,000円
両袖机	2,500円	2,800円

10月1日(日)から、廃棄物処理手数料を1kgあたり40円(現行料金36.5円)に改定します。改定に伴い、粗大ごみの処理手数料を、10月1日(日)申し込み受け付け分から改定します(左表)。粗大ごみ処理券(A券200円・B券300円)の変更はありません。

●粗大ごみの収集は事前に申し込みが必要です  
家具・寝具・自転車など、一辺が30cmを超えるものは粗大ごみです。集積所には出さず、粗大ごみ受付センター ☎(5296)7000(月～土曜 日午前8時～午後7時)へお申し込みください。インターネット(<http://sodai.tokyo.kankyo.or.jp/>)でも受け付けています。

●事業系有料ごみ処理券の変更  
区のごみ収集を利用する事業者の方へ  
廃棄物処理手数料の改定に伴い、事業系有料ごみ処理券の料金とデザインを変更させていただきます。新宿区ホームページでもご案内しています。

【問合せ】ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3318へ。